第三章第十節を同章第十二節とする。

第二十七条の十四第一項中「実施し又はその実施を促進する」を「実施する」に改め、同条第二項第二号中「及びその実施主体」を削り、同項第五号を削り、同項第六号中「効果」を「実施により見込まれる効果」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号を同項第八号とし、同号の前に次の二号を加える。

六　地域公共交通利便増進事業の実施により促進される第二条第十六号イからハまでに規定する措置（以下「利便増進措置」という。）の実施主体

七　利便増進措置の実施に必要な資金の額及びその調達方法

第二十七条の十四第三項中「同号」を「利便増進措置」に改め、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項中「地域公共交通利便増進実施計画に係る」を削り、「を実施しよう」を「に係る利便増進措置を実施させよう」に、「当該事業」を「当該地域公共交通利便増進事業」に、「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　第二項第二号に掲げる事項には、地域公共交通利便増進事業の実施に係る鉄道事業法、軌道法、道路運送法又は海上運送法の許可、認可、特許、登録若しくは変更登録の申請又は届出を要する行為に関する事項を定めることができる。

第二十七条の十五第二項第三号中「事業のうち」を「利便増進措置のうち」に改め、同号イ中「（第三号を除く。ロにおいて同じ。）」を削り、同項第四号及び第五号中「事業のうち」を「利便増進措置のうち」に改め、同項第六号中「事業のうち」を「利便増進措置のうち」に改め、同号イ中「（第二号を除く。ハにおいて同じ。）」を削り、同項第七号中「事業の」を「利便増進措置の」に改め、同項第八号中「事業」を「利便増進措置」を「利便増進措置」に改め、「又は同法第七十九条の七第一項の変更登録」を削り、「、前項」を「前項」に改め、「申請」の下に「の内容」を、「いずれにも」の下に「、同法第七十九条の七第一項の変更登録を受けなければならないものについては当該申請の内容が同条第二項において読み替えて準用する同法第七十九条の四第一項第五号又は第六号のいずれにも」を加え、同項第九号中「事業のうち」を「利便増進措置のうち」に改め、同号イ中「（第三号を除く。ハにおいて同じ。）」を削り、同項第十号中「事業の」を「利便増進措置の」に改め、「当該事業を実施しようとする者が」を削り、「該当しない」の下に「場合である」を加え、同項第十一号及び第十二号中「事業の」を「利便増進措置の」に改め、「申請」の下に「の内容」を加え、同条第八項中「地域公共交通利便増進事業」を「利便増進措置」に、「を実施すべき者」を「の実施主体」に改める。

第二十七条の十六及び第二十七条の十七中「地域公共交通利便増進事業」を「利便増進措置」に改める。

第二十七条の十八第一項及び第二項中「地域公共交通利便増進事業」を「利便増進措置」に改め、同条第四項中「当該認定区域内計画外事業を実施しようとする者が」を削り、「該当しない」の下に「場合である」を加える。

第二十七条の十九及び第二十七条の二十第一項中「地域公共交通利便増進事業」を「利便増進措置」に改める。

第三章第九節を同章第十一節とする。

第二十七条の七第一項中「活性化及び」を削る。

第三章第八節を同章第十節とする。

第二十七条の二第一項中「実施し又はその実施を促進する」を「実施する」に改め、同条第二項第二号中「及びその実施主体」を削り、同項第五号を削り、同項第六号中「効果」を「実施により見込まれる効果」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号を同項第八号とし、同号の前に次の二号を加える。

六　地域旅客運送サービス継続事業の実施により引き続き実施される運送の実施主体

七　前号の運送に必要な資金の額及びその調達方法

第二十七条の二第六項中「前三項」を「第四項から前項まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「前項に規定する」を「前二項の規定により同意を得た」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「地域旅客運送サービス継続実施計画に定めようとする」及び「を実施する路線等」を削り、「一般乗合旅客自動車運送事業者又は一般旅客定期航路事業を営む」を「路線等において運送を実施している」に、「おける」を「おいて」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5　地方公共団体は、地域旅客運送サービス継続実施計画（第二項第二号に掲げる事項として営業区域外旅客運送に関する事項を定めるものに限る。第二十七条の四第二項において同じ。）を作成するときは、あらかじめ、道路運送法第二十条第二号の国土交通省令で定める関係者（前項の規定により同意を得た者を除く。）の同意を得なければならない。

第二十七条の二第二項の次に次の一項を加える。

3　前項第二号に掲げる事項には、地域旅客運送サービス継続事業の実施に係る道路運送法又は海上運送法の許可、認可若しくは認定の申請又は届出を要する行為に関する事項を定めることができる。

第二十七条の三第一項中「活性化及び」を削り、同条第二項第三号中「ニまで」を「ホまで」に、「又は認可」を「、認可又は認定」に改め、同号イ中「（第二号を除く。ハ及びニにおいて同じ。）」を削り、同号ニを同号ホとし、同号ハの次に次のように加える。

ニ　道路運送法第二十条第二号の規定による輸送の安全又は旅客の利便の確保に支障を及ぼすおそれがない旨の認定　同号の国土交通省令で定める場合に該当し、かつ、当該おそれがないこと。

第二十七条の三第二項第五号イ中「（第三号を除く。ハにおいて同じ。）」を削り、同項第六号中「当該事業を実施しようとする者が」を削り、「該当しない」の下に「場合である」を加え、同条第三項中「事業に関する」を削り、同条第八項中「地域旅客運送サービス継続事業を実施すべき者」を「前条第二項第六号に規定する実施主体」に、「従って地域旅客運送サービス継続事業」を「従って事業」に改める。

第二十七条の四第一項中「地域旅客運送サービス継続事業」を「事業」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　地方公共団体がその地域旅客運送サービス継続実施計画について前条第二項の認定を受けたときは、当該地域旅客運送サービス継続実施計画に定められた事業のうち、営業区域外旅客運送に該当するものについては、道路運送法第二十条本文の規定は、適用しない。

第二十七条の四第三項及び第二十七条の五中「地域旅客運送サービス継続事業」を「事業」に改める。

第三章中第七節を第九節とし、第六節の次に次の二節を加える。

第七節　自動車地域旅客運送サービス再構築事業

（自動車地域旅客運送サービス再構築事業の実施）

第二十六条の三　地域公共交通計画において、自動車地域旅客運送サービス再構築事業に関する事項が定められたときは、当該地域公共交通計画は、当該地域公共交通計画に即して自動車地域旅客運送サービス再構築事業を実施するための計画（以下「自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画」という。）を作成し、これに基づき、当該自動車地域旅客運送サービス再構築事業を実施するものとする。

2　自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　自動車地域旅客運送サービス再構築事業を実施する区域

二　自動車地域旅客運送サービス再構築事業の内容（次号に掲げるものを除く。）

三　地方公共団体によるあっせんその他支援の内容

四　自動車地域旅客運送サービス再構築事業の実施予定期間

五　自動車地域旅客運送サービス再構築事業の実施により見込まれる効果

六　自動車地域旅客運送サービス再構築事業の実施により提供される地域旅客運送サービスの実施主体

七　自動車地域旅客運送サービス再構築事業の実施により人員派遣等が行われる場合にあっては、人員派遣等の実施主体

八　第六号の地域旅客運送サービスの提供（前号に規定する場合にあっては、人員派遣等を含む。）に必要な資金の額及びその調達方法

九　前各号に掲げるもののほか、自動車地域旅客運送サービス再構築事業の実施のために必要な事項として国土交通省令で定める事項